

津市消防本部水災活動規程

平成 1 8 年 1 月 1 日消防本部訓第 4 4 号

改正 平成 2 5 年 3 月 2 9 日消防本部訓第 1 4 号

平成 2 9 年 3 月 2 9 日消防本部訓第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）、水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）及び津市地域防災計画等に基づき、津市消防本部の管轄区域内における水災の警戒及び防ぎよに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水災 洪水、高潮、津波、暴風雨、豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、水防体制を発令して対処する必要がある事象をいう。
- (2) 水防部隊 水防活動に従事するすべての隊の総称をいう。
- (3) 水防活動 水災の警戒、水防工法の実施、避難の誘導、監視・警戒等消防機関が行う活動をいう。
- (4) 本部参集班長 津市消防職員招集規程（平成 1 8 年消防本部訓第 2 1 号）の招集計画（以下「招集計画」という。）に定める本部招集班の各班長をいう。
- (5) 署長等 消防署長及び前号の本部参集班長をいう。

(挙庁体制)

第 3 条 水災時には、平素の事務を縮小し、又は停止して、水災の防除に専念するものとする。

(水防施設等の把握)

第 4 条 消防署長は、管内の水防施設及び水防上注意を要する危険箇所等の状況を常に把握し、巡視経路図を備えておくものとする。

(使用可能物件の調査)

第 5 条 消防長は、水防資器材、舟車等を調査し、水災時に調達可能なものに

ついて、それぞれの権限を有する者と協議し、迅速かつ円滑な調達及び搬送ができるよう措置しておくものとする。

(水防体制)

第6条 消防長は、水災に迅速に対処するため、津市地域防災計画に基づき、次の各号に定める水防体制をとるものとする。

(1) 水防第1配備

- ア 当日の勤務者で対応する。
- イ 情報収集体制を強化する。
- ウ 庁舎及び施設を防護し、水防資器材の点検整備を行う。
- エ 必要に応じ消防災害対策本部を設置する。

(2) 水防第2配備

- ア 消防災害対策本部を設置する。
- イ 消防災害対策本部の編成、設置場所等については別に定める計画による。
- ウ 必要に応じ消防職員を招集し体制を強化する。

(3) 水防第3配備

- ア 前号の体制を強化する。
- イ 消防職員を全員招集する。

(部隊の編成)

第7条 水災時には、水災の状況及び規模に応じて水防部隊を編成する。

(情報の収集)

第8条 署長等は相互に連携し、必要に応じて水防部隊を出向させて河川の巡視、被害発生状況等の情報収集を行い、関係機関へ通報する。この場合において、消防団と連携して管内の水災状況の早期把握に努めるものとする。

2 署長等は、消防団と常備消防隊とが常に連携できるよう配意し、これにより難しいときは、連絡要員を配置させるものとする。

(河川水位の測定等)

第9条 河川情報センター等からの情報に基づき、水位計が設置された河川においてその水位が警戒水位に達したとき、又は当該河川に洪水警報が発表されたときは、これに関連する危険予想区域へ 出動し、状況把握又は現場監視を行うものとする。

2 水位計の設置されていない河川については、状況に応じて河川巡視を行い、予め指定した地点における水面と橋げたまでの差異又は堤防溢水危険区域等

における水面と天端までの差異を測定するものとする。

(水防工法)

第10条 都市浸水等が小規模で土のう工法が必要な場合は、原則として水防倉庫等のストックヤードの砂を活用し、河川堤防の溢水若しくは決壊の場合又は都市浸水が広範囲に及ぶ場合は、直ちに関係業者に連絡し、土砂を現地へ搬送させるものとする。

(警戒区域の設定)

第11条 職員は、水災が発生し、又は発生しようとしている場合において、人命危険の防止及び災害応急対策の円滑を図るため、特に必要があると認めるときは、水防法第21条の規定により警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去させる等の措置を行うものとする。

(避難の処置)

第12条 消防長は、水災の状況から付近住民の安全確保が困難であると判断される場合は、水防管理者に通報し、避難に関して協議するものとする。

2 署長等は、避難勧告又は避難命令が発令された場合は、関係機関と連携して速やかに住民等が避難できるよう、必要な措置を取るものとする。

(訓練の実施)

第13条 消防長は、所属職員に対して水防活動に必要な指揮運営要領及び基本的な水防工法を習熟させるため、計画的に訓練を実施するものとする。

(日常の維持管理)

第14条 消防署長は、水防活動に備え、管轄内における水防倉庫、備蓄資機材及びストックヤードを消防団と協力して適正管理するとともに、鍵の保管場所を明らかにしておかなければならない。この場合において、当該鍵は、管轄署のほか、消防総務課及び管轄分団がそれぞれ管理するものとする。

2 消防総務課長は、消防署長と連絡を密にし、水防倉庫の維持管理並びに備蓄資機材の補充及び、改善に配意しなければならない。

(検討会の開催)

第15条 消防長は、水防上重要な事案が発生したときは、関係職員を招集して検討会を実施させるものとする。

2 消防救急課長は、前項の規定により検討会を実施したときは、その結果を消防長に報告するものとする。

(水防活動等の報告)

第 16 条 署長等は、この規程に基づき水災現場へ出場し、水防活動を実施したとき、若しくは水災に伴う被害を確認したときは、水防活動報告書（別記様式）により報告するものとする。

（委任）

第 17 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日消防本部訓第 14 号）

この訓は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日消防本部訓第 5 号）

この訓は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

水 防 活 動 等 報 告 書

（宛先）消 防 長

報告者

職・階級

氏 名

印

1 水災の種別

（台風 号・集中豪雨・水道管破裂・水門故障・その他（ ））

2 活動期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 水防体制

第 2 配備 （ 日 時 分招集・ 日 時 分解除）

第 3 配備 （ 日 時 分招集・ 日 時 分解除）

4 水防活動集計

(1) 警戒・活動延べ人員

職員 人（勤務者 人、参集者 人）

団員 人

(2) 活動種別

水防工法 件、救助 件、避難誘導 件、排水 件

警戒区域設定 件、流水障害排除 件、監視警戒 件

その他 件

(3) 被害状況

別紙のとおり